

民間木造住宅にかかる 耐震改修費補助制度



旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建てられた建物は、地震時に大きな被害が生じる恐れがあります。
無料耐震診断や耐震改修費補助制度を活用して、いち早く地震対策・耐震化を図りましょう。

お申込みはこちら
※電子申請もできます



補助対象

耐震診断がお済みでない方は、先に **無料耐震診断** をお申込みください

昭和56年5月31日以前に着工された
2階建て以下の木造住宅(枠組壁工法、2×4工法を除く)で、
無料耐震診断の判定値が1.0未満と診断されたもの



申請者

対象住宅に耐震改修を行う者

※所有者以外の者である場合は、対象住宅の所有者の同意書の提出
が必要です

受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

※工事完了後の実績報告書を令和8年2月27日(金)までに提出する必要があります

補助金額

耐震改修費補助金は3種類あります

上限15万円
UP!

今年度から
拡充!

	補助対象工事の判定値	補助額上限	
一般型	住宅全体を1.0以上にする工事 (0.3以上加算されること)	一般診断法 135万円	精密診断法 155万円
段階型 (1段階目)	住宅全体を0.7以上1.0未満にする工事 または 2階建ての1階を1.0以上にする工事	一般診断法 60万円	精密診断法 80万円
段階型 (2段階目)	1段階目の耐震改修費補助を受けた 住宅全体を1.0以上にする工事	60万円	
簡易型	0.1加算した数値以上にする工事で 耐震上有効なもの	30万円	

詳しくは次のページをご覧ください ➡

補助制度の内容

耐震改修費補助金は3種類あります

一般型

一般診断法 上限額 **135万円**

精密診断法 上限額 **155万円**

(詳細に耐震性を判定する診断方法)

補助対象工事

無料耐震診断の判定値が①または②に該当

①0.7未満 ⇒ **1.0以上**

②0.7以上1.0未満 ⇒ **0.3加算した数値以上**



※所得税の税額控除、固定資産税の減額の対象となる場合があります

段階型（1段階目）

一般診断法 上限額 **60万円**

精密診断法 上限額 **80万円**

(詳細に耐震性を判定する診断方法)

補助対象工事

無料耐震診断の判定値が①または②に該当

①0.4以下 ⇒ **0.7以上1.0未満**

②各階が1.0未満の2階建ての住宅 ⇒ **1階を1.0以上**

段階型（2段階目）

上限額 **60万円**

補助対象工事

1段階目の補助を受けた住宅の判定値 ⇒ **1.0以上**

(1段階目改修前の判定値から0.3加算した数値以上とするものに限る)

簡易型

上限額 **30万円** (対象経費の1/2以下)

補助対象工事

無料耐震診断の判定値が

1.0未満 ⇒ 0.1加算した数値以上にする工事で、耐震上有効なもの

判定値の目標

	判定値(上部構造評点)	判定
高い	1.5以上	倒壊しない
安全の 度合い	1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
低い	0.7未満	倒壊する可能性が高い

耐震改修では、**判定値1.0以上**にすることで耐震性を確保することを目標としています。

判定値0.7以上とする『段階的改修工事』は、倒壊を防ぐことで、命を守ることを目標とした補強を行うものです。

地震後の修復の度合いや避難生活の必要の有無などを考慮し、耐震改修工事の目標とする判定値を決めましょう。

留意事項

耐震改修工事

- 必ず**建築士に相談**して補強計画を作成してください。

※建築課の窓口で、過去に実績のある業者一覧が閲覧できます。
また、「**あいち耐震改修ポータルサイト**」で施工業者等を検索できます。

あいち耐震改修
ポータルサイト



※一覧等は参考です。こちらに掲載の業者から選ばなければならないものではありません。

補助金申請

- 申請は**改修工事の契約前**に行い、補助金交付決定を受けてから契約・着手してください。
事前に工事に着手している場合は補助金を交付することができません。

- 申請は、補強計画を作成した**建築士へ委任**して行ってください。

- 補助金交付の対象となる改修工事の要件や申請に必要な書類についての詳細は、**安城市建築課HP**をご確認ください。

※こちらの案内ちらしに記載されている内容以外の要件もあります。

- 代理受領制度**を希望する場合は、申請時に「代理受領届出書」を提出してください。

木造耐震改修
補助制度

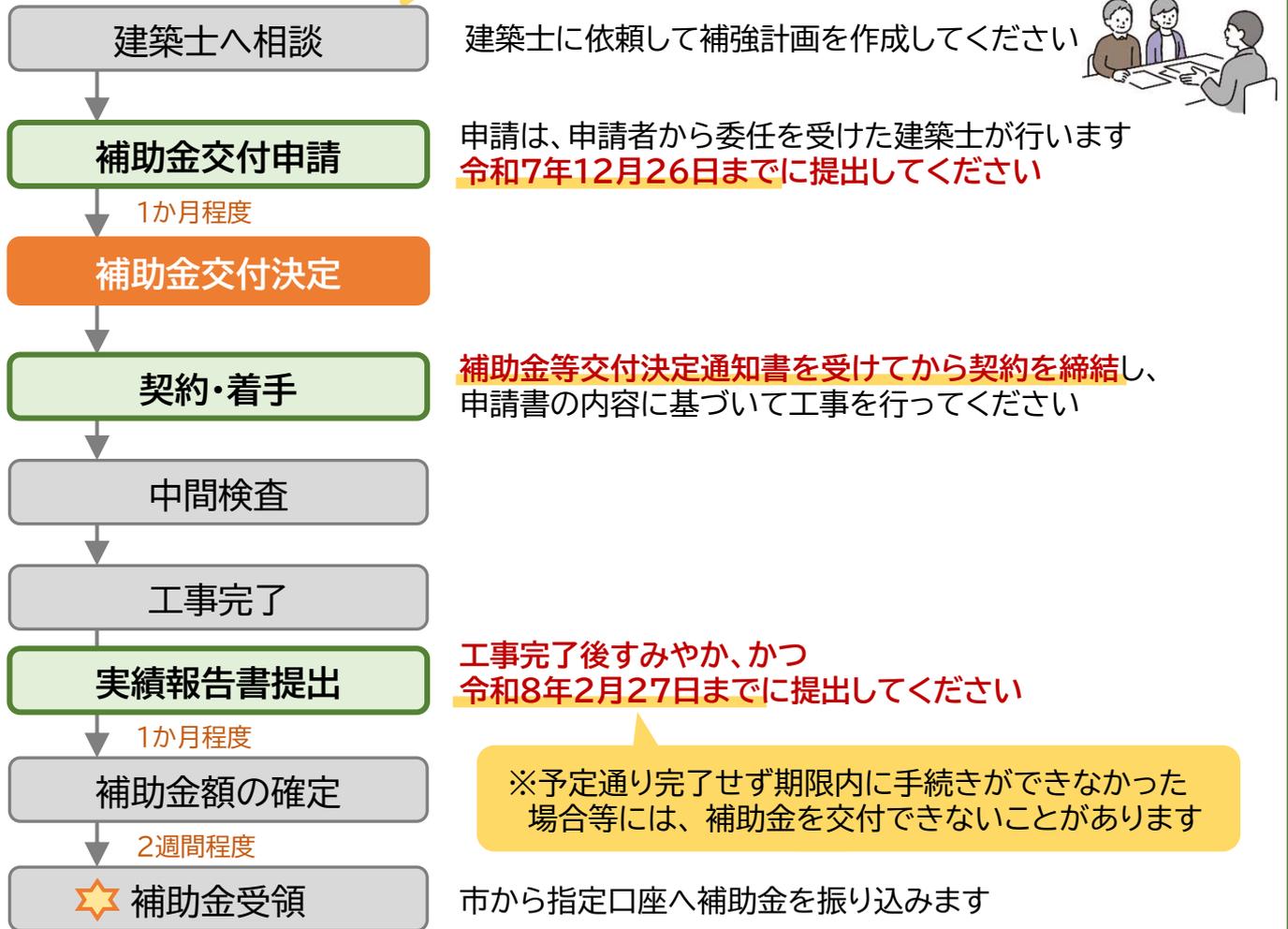


代理受領制度



補助金交付の流れ・必要な手続き

必ず、契約前に申請手続きを行ってください

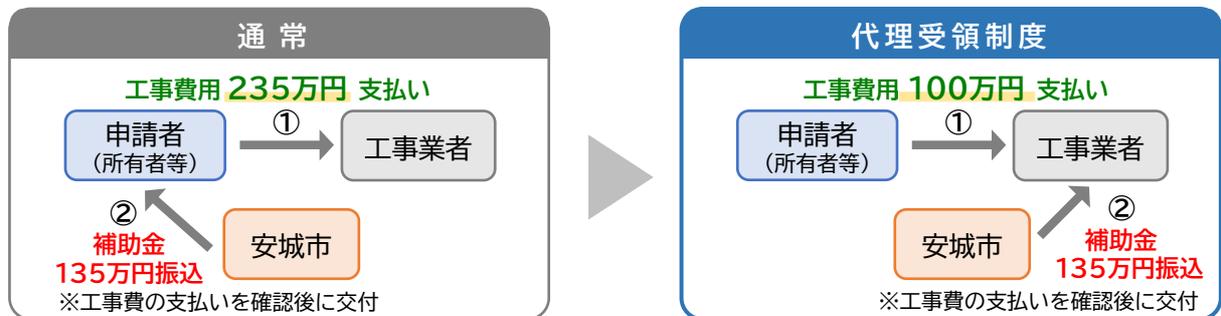


★ 代理受領制度も使用できます

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。

申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、支払いの負担が軽減されます。

(例)木造住宅の耐震改修工事費235万円、補助金135万円の場合



【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係 (電話:0566-71-2241)
(安城市役所 北庁舎3階)

